

## 東京都台東区空家等の適正管理に関する条例施行規則

平成29年3月27日

規則第3号

東京都台東区空き家等の適正管理に関する条例施行規則（平成26年6月台東区規則第30号）の全部を改正する。

（趣 旨）

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）及び東京都台東区空家等の適正管理に関する条例（平成29年3月台東区条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定 義）

第2条 この規則で使用する用語の意義は、法及び条例で使用する用語の例による。

（情報提供）

第3条 条例第5条の規定による情報の提供は、空家等に関する情報提供書（第1号様式）を東京都台東区長（以下「区長」という。）に提出するほか、口頭その他の方法により行うことができる。

（空家等対策審議会の会長）

第4条 条例第6条第1項に規定する東京都台東区空家等対策審議会（以下「審議会」という。）に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（審議会の招集及び会議）

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会の会議は、審議会が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

（審議会の幹事及び庶務）

第6条 審議会に、区長が区職員のうちから任命する幹事を置く。

2 審議会の庶務は、都市づくり部建築課において処理する。

（空家等の台帳）

第7条 区長は、法第9条第2項の規定による調査の結果に基づき、空家等に関する情報を空家等管理台帳（第2号様式）に記載するものとする。

(立入調査)

第8条 法第9条第3項の規定による立入調査の通知は、法第9条第3項の規定による立入調査実施通知書（第3号様式）により行うものとする。

2 条例第9条第3項の規定による立入調査の通知は、あらかじめ当該空家等の所有者等に対して、条例第9条第3項の規定による立入調査実施通知書（第4号様式）により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ない場合は、立入調査後に、当該空家等の所有者等に対して通知しなければならない（あらかじめ当該空家等の所有者に対して通知する場合を除く）。

3 前項の規定にかかわらず、当該空家等の所有者等に通知することが困難であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

4 法第9条第4項及び条例第9条第4項の身分を示す証明書は、立入調査証（第5号様式）とする。

(助言又は指導)

第9条 区長は、法第14条第1項の規定による助言をするときは、口頭又は文書により行い、同項の規定による指導をするときは、指導書（第6号様式）により行うものとする。

(勸告)

第10条 区長は、法第14条第2項の規定による勸告をするときは、勸告書（第7号様式）により行うものとする。

(命令)

第11条 区長は、法第14条第3項の規定による命令をするときは、命令書（第8号様式）により行うものとする。

2 法第14条第4項の規定による通知書は、命令に係る事前の通知書（第9号様式）とする。

(標識等の設置による公示)

第12条 法第14条第11項の標識は、第10号様式による。

2 空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則（平成27年総務省・国土交通省令第1号）に規定するその他の適切な方法は、東京都台東区公告式条例（昭和25年9月台東区条例第12号）第2条第2項に定める掲示場への掲示とする。

(代執行)

第13条 法第14条第9項の規定による代執行（以下「代執行」という。）を行う場合における行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定による戒告は、戒告書（第11号様式）により行うものとする。

2 代執行を行う場合における行政代執行法第3条第2項の規定による通知は、代執行令書（第12号様式）により行うものとする。

3 代執行を行う場合における行政代執行法第4条に規定する証票は、執行責任者証（第13号様式）とする。

(緊急安全措置)

第14条 条例第9条第6項の規定による通知は、緊急安全措置実施通知書(第14号様式)により行うものとする。

(委任)

第15条 この規則の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

様式(省略)

付 則

この規則は、公布の日から施行する。